

各 自動車整備振興会 専務理事 殿

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会
専務理事 木場 宣行
(公印省略)

自動車重量税の税額の基本的な考え方に関する注意点について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

自動車重量税につきましては、本年 5 月 1 日から新税制が適用されておりますが、今般、整備振興会より、新車新規検査時に免税を受けた自動車であって、初めての継続検査等を受ける際に、自動車検査証の有効期間満了日から 15 日を経過していたことから、当該自動車について自動車重量税の減免が受けられなかった、との情報があり、本件について国土交通省に確認をしたところ、下記のとおり回答がありましたので、貴会会員事業者に対し注意喚起して頂きますようお願いいたします。

なお、本件につきましては、日整連ホームページに掲載しております「重量税計算ツール」に注意喚起を促す内容の注意書きを掲載する予定としておりますが、掲載準備が整いましたら改めてご案内しますことを申し添えます。

記

○新車新規検査後の初めての継続検査等時における注意点

新車新規検査による自動車検査証の有効期間が満了する日から起算して 15 日を経過した後に、初めての継続検査等を受けようとした際には、減免対象車であっても、自動車重量税の減免が受けられません。

なお、この場合の自動車重量税は、本年 5 月 1 日からの新税制の間にあつては、本則税率が適用されます。

租税特別措置法 第 90 条の 12 第 4 項 概要 (参考参照)

平成 24 年 5 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間における新車新規検査 (予備検査後の自動車検査証の交付を含む。) 時に免税を受けた自動車については、新車新規検査による自動車検査証の有効期間が満了する日から起算して 15 日を経過する日までの間に、初めての継続検査等 (一時抹消登録後の中古新規検査を含む。) を受ける際 (新車新規検査による自動車検査証の記載事項について車両構造等の変更がない場合に限る。) に納付すべき自動車重量税が 50% 軽減されます。

また、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に新車新規検査時に免税を受けた自動車については、同様の条件で、初めての継続検査等を受ける際に自動車重量税が免税となります。

以上

租税特別措置法（抜粋）

（自動車重量税の免税等）

第 90 条の 12 次に掲げる検査自動車（二輪の小型自動車を除く。以下この条において同じ。）について平成 24 年 5 月 1 日から平成 27 年 4 月 30 日までの間に初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項又は第 71 条第 4 項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税を免除する。

（略）

4 第 1 項（第 6 項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受けた検査自動車について初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項又は第 71 条第 4 項の規定により交付を受けた自動車検査証の有効期間が満了する日から起算して 15 日を経過する日までに自動車検査証の交付等（自動車重量税法第 5 条第 3 号に掲げる自動車以外の自動車に係るものであつて、当該自動車について初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項又は第 71 条第 4 項の規定により自動車検査証の交付を受けた日後最初に受けるものに限る。以下この項において同じ。）を受ける場合（当該自動車検査証の交付等を受けの際に、初めて同法第 60 条第 1 項又は第 71 条第 4 項の規定により交付を受けた自動車検査証の記載事項について財務省令で定める変更がない場合に限る。）には、平成 26 年 3 月 31 日までに第 1 項の規定の適用を受けた検査自動車にあつては、当該自動車検査証の交付等に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に 100 分の 50 を乗じて計算した金額とし、同年 4 月 1 日以後に第 1 項の規定の適用を受けた検査自動車にあつては、当該自動車検査証の交付等に係る自動車重量税を免除する。

（略）